

医政発0701第21号  
平成28年7月1日

各都道府県医療関係部(局)長 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

矯正施設の医療の確保に関する御支援と御協力について

平素より医療行政の推進に格別のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

矯正施設において勤務する常勤医師の確保のため、「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」(平成27年法律第62号。以下「矯正医官特例法」という。)が平成27年12月1日に施行され、矯正医官の勤務形態として、民間医療機関等における平日昼間の兼業や、矯正施設内での勤務と大学院等での調査研究を両立しやすい「フレックスタイム制」の選択等が可能となりました。矯正医官特例法の活用により、地域医療機関と矯正施設が協力して医師を招へいし、双方で勤務いただくなど、矯正医官と地域医療との連携強化が図られることが期待されております。

今般、法務省矯正局長より、別添のとおり、都道府県医療関係部(局)への周知依頼がありましたので、貴職におかれては、内容を御了知の上、本制度の周知広報等に御配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



法務省矯医第71号

平成28年4月18日

厚生労働省医政局長 神田 裕二 殿

法務省矯正局長 小川 新二

矯正医官特例法の施行について

日頃より、法務行政について、深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

法務省では、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）において勤務する常勤医師の確保に苦慮しているところ、このような状況に対処するため、「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」（以下「矯正医官特例法」という。）を整備し、昨年12月1日から施行しております。

矯正医官特例法により、矯正医官は、矯正施設内での勤務と大学院等での調査研究を両立しやすい「フレックスタイム制」が適用されることとなったほか、平日昼間の兼業が可能となり、地域医療機関との兼務もしやすくなりました。

矯正施設は、全国各地に所在しているところ、その中には医師の少ない地域もありますが、矯正医官特例法を活用することで、地域医療機関と矯正施設が協力して医師を招へいし、双方で勤務いただくことも可能となりますので、これが矯正医官の確保につながることを期待しております。

貴局におかれましては、別添内容について都道府県医療関係部（局）への周知に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

別添

## 矯正医官特例法施行後の矯正医官の勤務形態

### 1 兼業

これまで、国家公務員としての服務上、大きく制約を受けていた「診療を行う兼業」について、臨床技術の向上に資するものと位置付け、これを大幅に緩和したことから、民間医療機関等において平日昼間の兼業を行うことが可能となりました。

例えば、週の過半（2.5日）、矯正施設で勤務し、これ以外の日に地域医療機関で非常勤として勤務することなどが可能となります（ただし、公務に従事しなかった分の給与は減額されます。）。

### 2 調査研究

大学や外部医療機関等において無報酬で調査研究や医療技術の研さんを行うことについては、矯正医療の向上に資するものですので、「公務」として、国から給与を得ながらこれら調査研究等に従事することができます。

例えば、医師資格を有する大学院生が、1週間当たり20時間程度、矯正施設内での診療行為等に従事していただければ、他の勤務時間の全てについて、国からの給与を得ながら大学院での医療に関する調査研究・論文作成等に充てていただくことが可能です。

### 3 フレックスタイム制

医師の希望によりフレックスタイム勤務を選択できることとなりました。フレックスタイム制適用者については、4週間ごとに155時間の勤務時間を柔軟に割り振ることができます。

例えば、勤務都合により、月曜日には10時間勤務し、火曜日には2時間だけ勤務し、残余を余暇時間にするといった柔軟な勤務時間の選択が可能となりました。

フレックスタイム制と上記1及び2を活用することにより、矯正医官として様々な勤務形態を選択することができます。

### 4 子育てや介護との両立

矯正施設における医師の正規の勤務時間は、平日昼間のみであり、原則として残業がないほか、ごく一部の施設を除き、当直勤務もありません。加えて、テレワーク（自宅勤務）の試行も始めているところです。

子の養育や家族の介護と仕事を両立させるには最適の職場と考えられ

ます。

#### 5 勤務条件の改善等

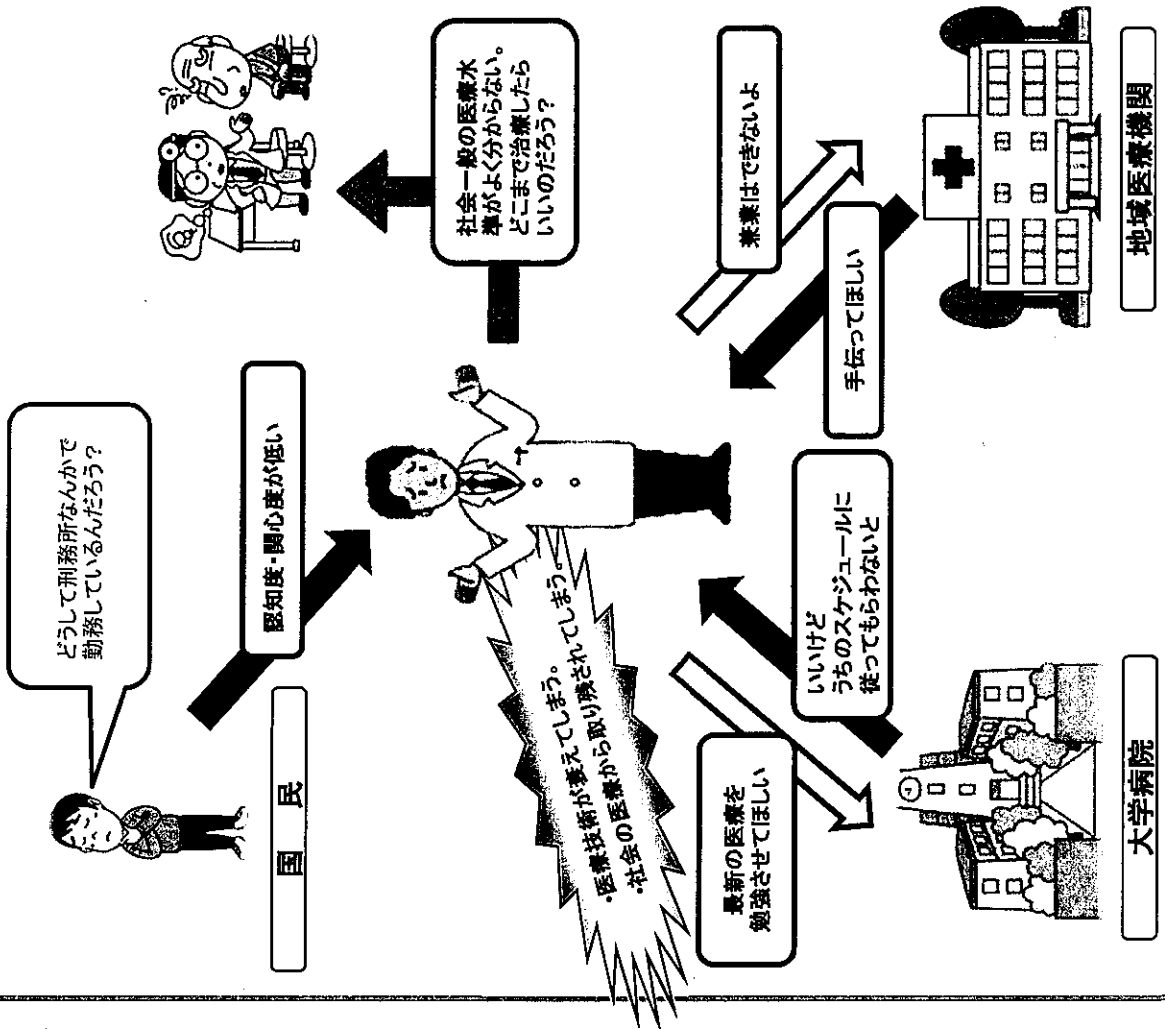
国家公務員の医師の給与は、民間と比べて格差が認められるところですが、矯正医官特例法により、国は矯正医官の勤務条件の改善その他の矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとして、国の責務規定が設けられました。

今後、法務省としては、本規定に基づき、矯正医官の待遇改善に向けて全力で取り組んでまいります。

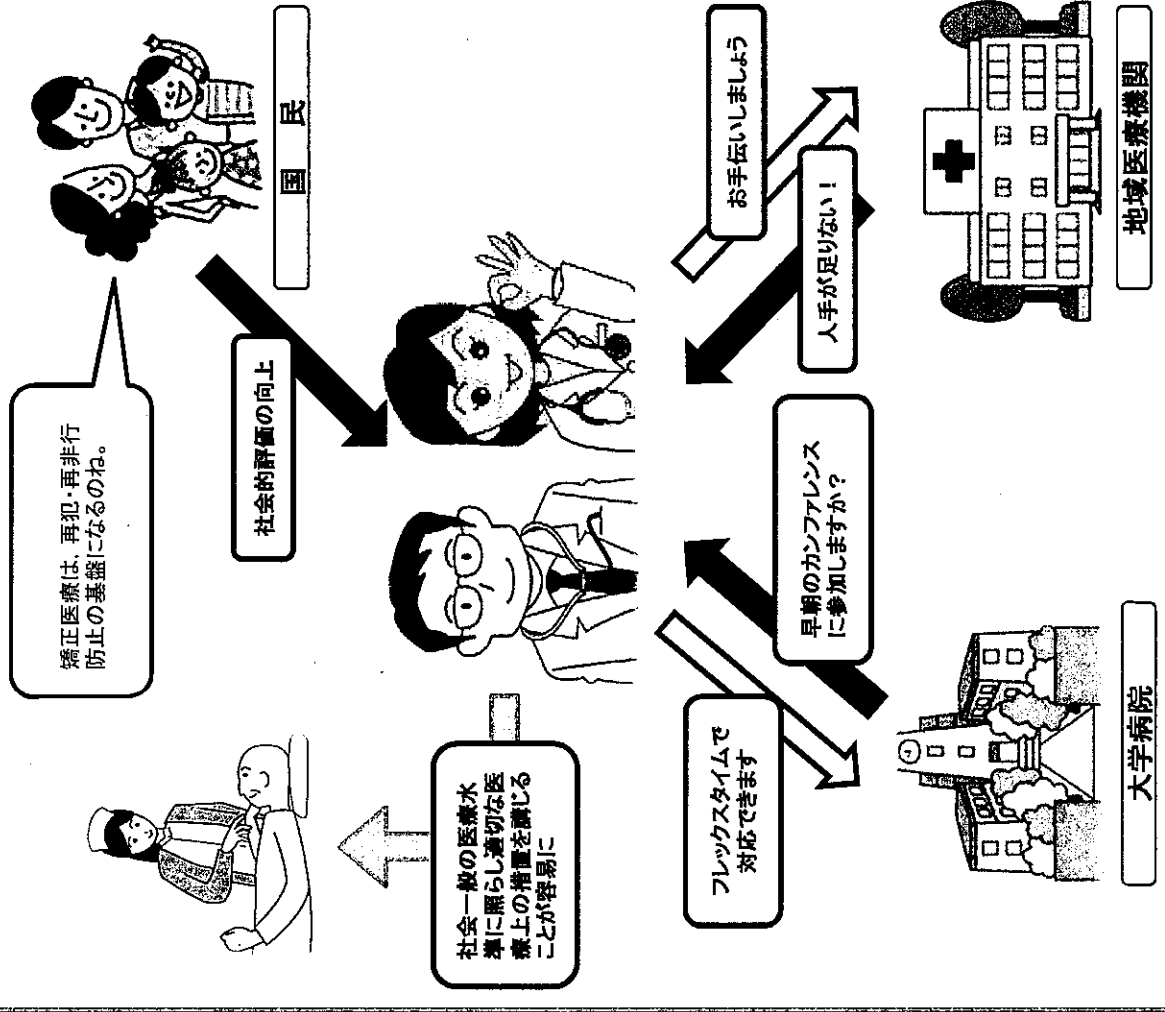


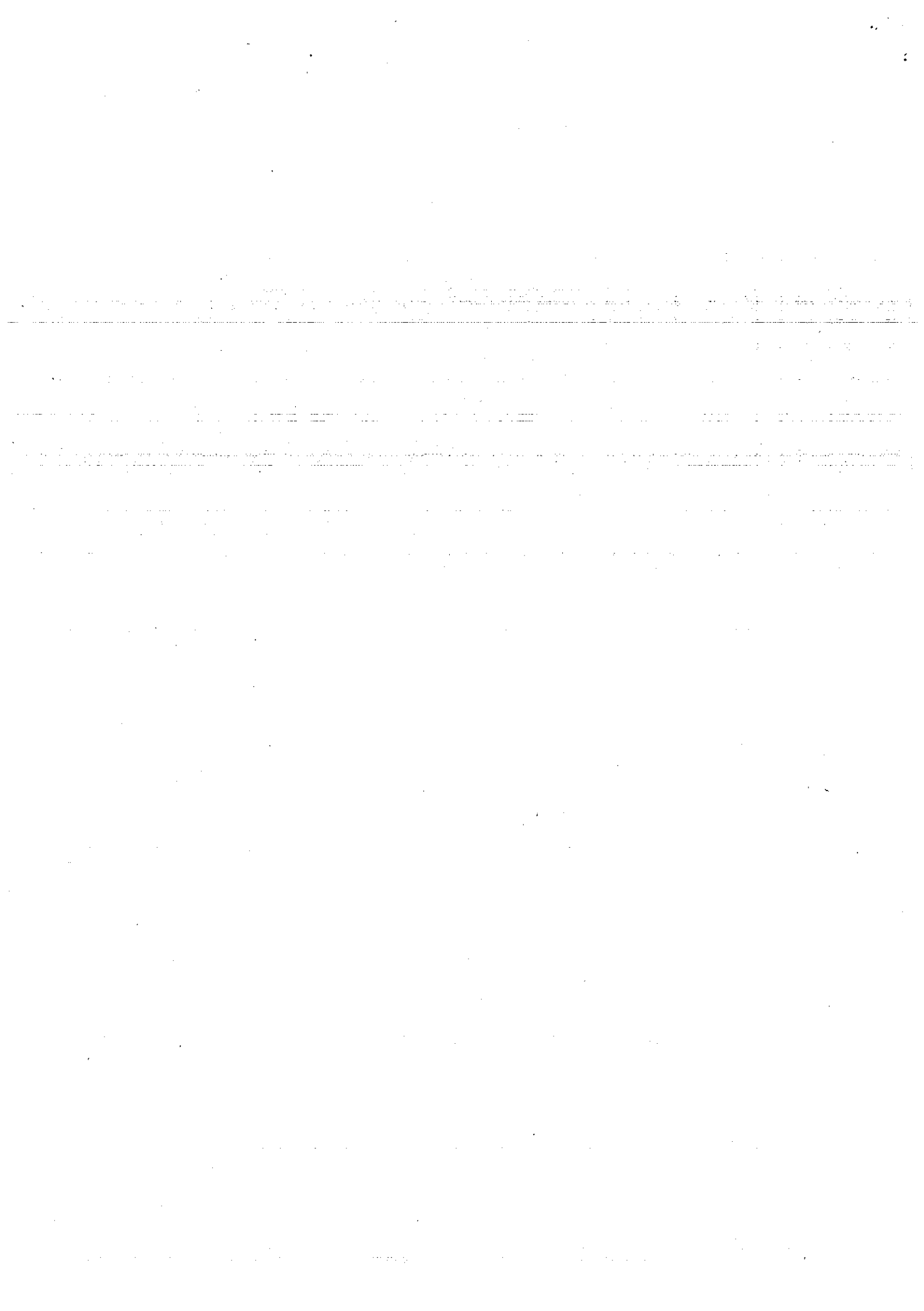
# 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律によってできること

## 現 行



## 法律施行後







# 法務省矯正医官急募



地域社会とともに  
開かれた矯正へ  
法務省矯正局

## 矯正医官の兼業及び 勤務時間の特例等に関する法律 施行!

### 矯正医官の勤務条件が大幅に改善されました

フレックス  
タイム制・  
医療機関での  
兼業が可能に

大学や  
研究機関での  
調査研究に  
参加も可能

勤務時間をフレックスタイム制に変更し、大学や研究機関での調査研究に参加しやすくする他、他の医療機関との兼業も認める内容となっています。さらに、矯正医官が誇りを持って職務を果たすことができるような執務環境や女性医師が勤務しやすい環境整備を国の責務として努めること等を盛り込んだ国会附帯決議も決議されました。

身分：国家公務員

熱意あるドクターの力を求めています  
全国の矯正施設が

札幌矯正管区 (刑事施設)	
北海道	9 施設

広島矯正管区 (刑事施設)	
鳥取県	1 施設
岡山県	1 施設
山口県	3 施設
島根県	2 施設
広島県	3 施設

福岡矯正管区 (刑事施設)	
福岡県	4 施設
長崎県	3 施設
大分県	1 施設
鹿児島県	2 施設
佐賀県	2 施設
熊本県	2 施設
宮崎県	1 施設
沖縄県	2 施設

高松矯正管区 (刑事施設)	
徳島県	1 施設
愛媛県	2 施設
香川県	1 施設
高知県	1 施設

仙台矯正管区 (刑事施設)	
青森県	1 施設
秋田県	1 施設
福島県	2 施設
宮城県	1 施設
山形県	1 施設
岩手県	1 施設

東京矯正管区 (刑事施設)	
茨城県	1 施設
群馬県	1 施設
東京都	4 施設
新潟県	1 施設
長野県	2 施設
埼玉県	2 施設
栃木県	4 施設
千葉県	2 施設
神奈川県	3 施設
山梨県	1 施設
静岡県	1 施設

名古屋矯正管区 (刑事施設)	
富山県	1 施設
福井県	1 施設
愛知県	5 施設
石川県	1 施設
岐阜県	2 施設
三重県	1 施設

大阪矯正管区 (刑事施設)	
滋賀県	1 施設
大阪府	3 施設
和歌山県	1 施設
京都府	2 施設
兵庫県	7 施設
奈良県	1 施設

集まれ!  
矯正医官

# 法務省矯正医官

## 刑務所、拘置所等

# 常勤医師募集

国家公務員

全国の刑務所、拘置所等において被収容者の医療や健康管理などを行う医師を募集しております。

### 採用条件

#### 1 採用予定官職

常勤の法務技官（矯正医官）として、次のような役職に採用されます。

- 医務（医療）部長
- 医務課長
- 医師

※採用後、医療刑務所長、医療少年院長など医系幹部への登用の道も開かれています。

#### 2 応募資格

- 医師免許を有する者
- 年齢不問（65歳以上の場合は、3～5年の任期を定めた採用になります）

#### 3 採用予定施設

全国の矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）

※具体的な採用施設及び採用時期については、御希望を伺いますので、御相談ください。

#### 4 勤務時間

1週間あたり 38 時間 45 分

勤務時間のうち、週 19 時間以内で、大学や外部医療機関での調査研究や兼業も可能です。

※希望によりフレックスタイム制が可能

### 給与等

#### 1 年収（見込み）

約 1,300 万円

（平成 26 年の全矯正医官の平均支給額）

一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（一）が適用され、経験年数等に応じて給与が決定されます。

#### 2 宿舍

希望により、施設に隣接する宿舍に無料で入居することができます。

#### 3 休暇等

休日：土曜、日曜、祝祭日

休暇：年次休暇（年間 20 日間、最大 40 日間）のほか、病気休暇、特別休暇（夏期休暇、結婚・出産に伴う休暇等）、介護休暇

#### 4 その他の福利厚生

国家公務員共済組合に加入し、病気、負傷に関連した給付を受けることができるほか、厚生年金制度の適用を受けることができます。

## 法務省矯正局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

TEL 03-3580-4111（代表） 総務課人事企画係 矯正医官採用担当（内線 2552）  
矯正医療管理官室（内線 5639）

URL [http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_index.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html)

## 矯正医官 1 問 1 答 Q & A

**Q** どのような診療を行うのですか。

**A** 基本的には、一般の医療と変わることなく、成人では生活習慣病（高血圧、糖尿病）、肥満症、不眠等の精神疾患、少年では、ぜん息等呼吸器系疾患の患者が多く見られます。これらの疾患に対する医療や健康診断を行います。診療科としては、内科、外科、精神科が主ですが、他の診療科目が専門の方も相談に応じています。

**Q** 被収容者の診療は、全ての施設の矯正医官が行わなければならないのですか。

**A** 各施設には常勤医師のほか、非常勤医師なども配置されています。施設内で対応できない専門的な検査や治療が必要な場合には、医療機関に移送したり、外部の医療機関に入院させるなどして対応することになります。

**Q** 矯正施設は全国にあるとのことですが、転勤はどの程度あるのですか。

**A** 転勤については、本人の意向を、限定的に尊重しており、転勤をしない医師も数多くいます。

## ■ お問い合わせ先

業務内容等についての詳しい説明をさせていただきます。ご質問にお答えします。また、絶対見学も受け付けています。

■北海道地区  
法務省 札幌矯正区 矯正医官採用担当  
〒007-0800 札幌市中央区南一条西1-2-55  
TEL: 011 (783) 3811

■東北地区  
法務省 仙台矯正区 矯正医官採用担当  
〒884-0825 仙台市青葉区中央3-23-1  
TEL: 022 (286) 0111

■関東甲信越地区  
法務省 北埼玉矯正区 矯正医官採用担当  
〒350-3723 さいたま市中央区新都心2-2-1  
TEL: 046 (660) 1800

■東海地区  
法務省 名古屋矯正区 矯正医官採用担当  
〒464-0811 名古屋市北区北1-15-1  
TEL: 046 (600) 1500

■近畿地区  
法務省 大阪矯正区 矯正医官採用担当  
〒540-0008 大阪市中央区大寺南4-1-07  
TEL: 06 (654) 5751

■中国地区  
法務省 広島矯正区 矯正医官採用担当  
〒730-0012 広島市中区上八丁南6-30  
TEL: 082 (223) 8161

■四国地区  
法務省 高松矯正区 矯正医官採用担当  
〒760-0025 高松市北の町1-1  
TEL: 087 (822) 4455

■九州地区  
法務省 福岡矯正区 矯正医官採用担当  
〒815-0008 福岡市南区南門外5-3-53  
TEL: 092 (661) 1137

**Q** 医師をサポートしてくれるスタッフはいますか。

**A** ほとんどの刑務所には、看護師及び薬剤師が配置されているほか、准看護師の資格を有する刑務官も配置されています。臨床工学士、理学療法士などが配置されている施設もあります。

**Q** 矯正施設で勤務していて、受刑者や非行少年から脅されたり、殴られたりしますか。

**A** 診療には、必ず刑務官や法務教官が付き添うことになっていきますので、脅されたり、暴行を加えられるような心配はありません。

**Q** 訴訟リスクはありませんか。

**A** 矯正区画の診療は、国の行為として行われるため、個人で訴訟リスクを抱えることはありません。訴訟対応の専門部署がありますので、国が全面的にバックアップします。



刑務所・少年院等

# 常勤医師募集

全国の刑務所、拘留所、少年鑑別所等において、被収容者への診療や健康管理などを行う医師を募集しています。

国家公務員として  
安定した勤務が可能です。

刑事司法の一環を担うほか、  
公衆衛生上も重要な仕事です。

受刑者等の再犯防止のため、  
その心身の健康回復を担います。

法務省 矯正局

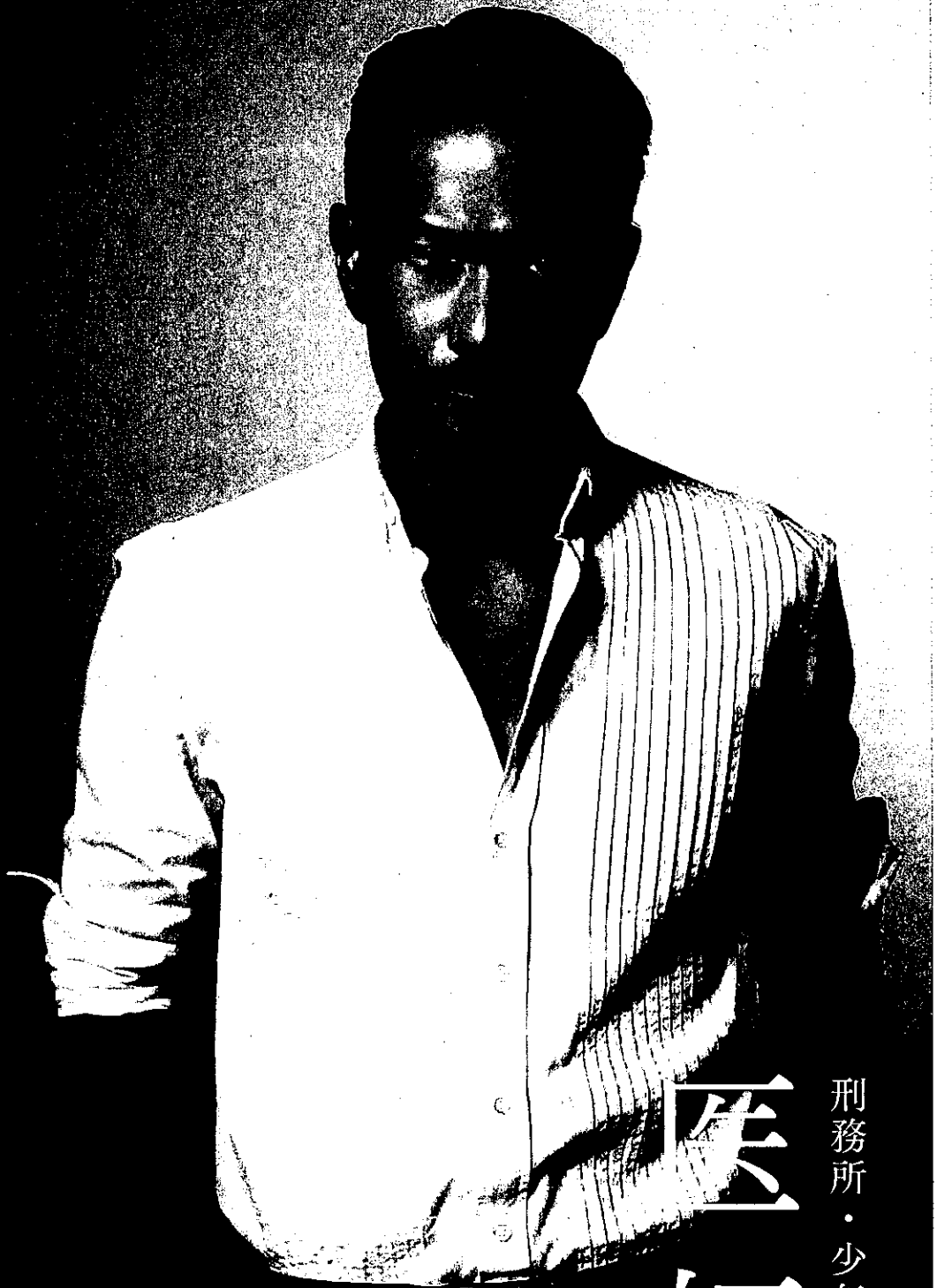


ホームページでも情報を提供しています。 [http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei1/kyousei\\_kyousei14.html](http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei1/kyousei_kyousei14.html)





本気で、誰かと  
向き合ったことは  
あるか



刑務所・少年院等  
医師

募集

全国の刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等において、被収容者の医療や健康管理などを行う医師を募集しています。

勤務条件

- 一週当たり38時間45分勤務
- 希望によりフレックスタイム制
- 大学等において調査研究をしながらの勤務が可能
- 外部医療機関での兼業可能
- 年齢不問
- 無料宿舎入居可能



法務省矯正局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

Tel: 03-3580-4111 (代表)

総務課入事企画係 (内線2550, Fax 03-3592-7647)

矯正医官採用担当 (内線5639)

ホームページでも情報を提供しています。

<http://www.moj.go.jp/>

リサイクル選好

この印刷物は、印刷廃紙からリサイクルできます。

